

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称： 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 汚水沈砂池機械設備
長寿命化対策工事

工事場所： 松原市天美西七丁目地内

本工事は、今池水みらいセンターに設置されている汚水系の走行式除塵機の長寿命化対策を行うものである。

本機器は、汚水のし渣を除去する重要な機器であるが、減速機・駆動軸及び軸受・ワイヤーロープ・操作盤等の経年劣化による不具合が発生しているため、長寿命化工事を実施するものである。

本工事で長寿命化の対象としている駆動部の軸及びブッシュ等の製作に当たっては、機器製作メーカーでなければその製作は不可能である。

また、施工に当たっては、一般的な固定式の除塵機と比較して走行式除塵機の動作は走行と昇降の組み合わせとなり、複雑な動作であることから、既設リミットスイッチ等の制御関係との位置調整含めて、既設設備の運転動作状況を詳細に把握している必要がある。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討入力が必要な上、熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した住友重機械エンバイロメント株式会社大阪支店以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略するものである。